

「令和6年度山形県保育インターン等旅費支援補助金」Q&A

交通手段

Q 交通手段はどのような方法でもよいのですか。

A 公共交通機関を利用した場合のみ対象となります。自動車やタクシーなどを利用した場合は対象外となります。

Q 往路はバスを利用し、復路は自家用車を利用しましたが、対象となりますか。

A 本補助金は往路復路とも公共交通機関の利用が必要となりますので、自家用車利用の場合は対象外となります。

期間

Q この補助金を利用するにあたってインターン等の期間の定めはありますか。

A 特に定めはありません。1日でも対象となります。

申請日

Q 往路と復路の利用で申請期限が異なる場合はどのように申請するのですか。

A 交付申請書の申請期限は以下のとおりとなっておりますが、復路を基準に申請してください。例えば、往路の乗車年月日が6月28日、復路の乗車年月日が7月3日であった場合は、第2期の締切である11月15日までに申請してください。

交通機関利用年月日	申請期限
令和6年4月1日から令和6年6月30日まで	令和6年8月15日（木）
令和6年7月1日から令和6年9月30日まで	令和6年11月15日（金）
令和6年10月1日から令和7年2月28日まで	令和7年3月18日（火）

Q 申請期限を過ぎてしまいましたが、申請できますか。

A 申請期限を過ぎた交付申請書は受け付けできません。

申請回数

- Q 何回まで申請できますか。
- A 年度中1回までとなります。

申請形態

- Q 友人の分もまとめて一緒に申請してもいいですか。
- A 振込先の記入や施設側の証明もありますので、各自で申請してください。

補助対象

- Q 往路の乗車が2月で復路の乗車が3月だった場合は対象となりますか。
- A 助成対象となる乗車年月日は令和5年4月1日から令和6年2月29日までとなること及び本補助金は公共交通機関の往復の利用が必要となることから、この場合は補助対象外となります。
- Q 夏期休暇などの帰省中にインターン等を行った場合でも対象となりますか。
- A 公共交通機関を往復利用した等、通常の要件を満たせば対象となります。

申請書

- Q 金額を誤記入したので、訂正印で訂正していいですか。
- A 金額は訂正できませんので、改めて交付申請書（事業実績書）を作成してください。
- Q 振込先は保護者名義でもいいですか。
- A 振込先は本人名義のみとなります。
- Q 振込先はゆうちょ銀行も可能ですか。
- A ゆうちょ銀行も可能です。指定する場合は、漢数字の店名と7桁の口座番号を記入してください。
- Q 通帳の発行を受けていません。何を添付するといいですか。
- A 振込先の銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるものであれば通帳の写しでなくても構いません。